

仕 様 書

1 業務名称

令和6年度 大阪エリアにおける子育て世帯に向けた居住環境等の充実に係る施策実施業務

2 目的

UR都市機構（以下、「発注者」という。）では、近年の共働き世帯の増加等を踏まえ、長期休暇中における日中の子どもの居場所づくりによる子育て世帯の負担軽減を図るとともに、今後、子育て世代等の様々な世代がつながる住みよいまちづくりを目指し、社会課題の一助に繋がる取組として『DANCHI つながる一む～夏休みは団地で楽しもう！～』をR5年度に開催した。

(https://www.ur-net.go.jp/west/press/jni4dd0000005tq4att/20230707_communication_site.pdf を参照)

本業務は、DANCHI つながる一むの実施を夏休み以外の長期休暇も対象とした、催しの運営や今後の継続に向けた各団地の特性等の把握を行い、豊かな団地環境を活かし、多世代の「新しい暮らし」における取り組みの検討等を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

4 業務対象範囲

発注者が管理する大阪府内の団地(9団地エリア)

*「団地エリア」の定義…複数団地が近接して立地し、地域包括支援センター圏域など同一の区域と捉えられる場合は、それら複数団地をまとめて1団地エリアとする。それ以外の場合は、1団地を1団地エリアとする。

*各団地エリアおおむね5日間の実施期間とする。

5 業務内容

(1) 集会所や広場等の団地共用部を活用した施策の企画及び検討

① 団地および周辺地域の現状・課題の整理(9団地エリア)

発注者と協議のうえ決定した団地において現状を整理し、課題を抽出する。

ア 既存設備等を把握

イ 団地内若しくは団地周辺施設への配慮に伴う状況等の把握

② 子育て世帯が参加しやすいトレンドを反映した企画立案(9団地エリアにおいて各3コンテンツのうち1コンテンツ/各定員約20名)

以下のア～エに該当するコンテンツから候補をあげ、発注者と協議のうえコンテンツ及び内容等を決定する。

ア 主に小学生が参加しやすいコンテンツの検討

- イ 未就学児が参加しやすいコンテンツの検討
- ウ 子育て世帯の保護者が参加しやすいコンテンツの検討
- エ ア、イ、ウの三者が参加しやすいコンテンツの検討

(2) 集会所や広場等の団地共用部を利活用した施策の実施

- ① (1) で検討した施策の実施(9 団地エリア)
 - ア 実施に向けたマニュアル作成
 - イ 配布用及び SNS 発信用データの制作 (A4 両面/各団地)
 - ウ 参加者の予約フォーム制作及び窓口
 - エ 参加者の受付
 - オ 保険の加入等

- ② アンケートの実施、分析等のとりまとめ(9 団地エリア)
 - ア アンケート取得方法の検討、実施
 - イ アンケート結果の分析
 - ウ 実施報告のとりまとめ

6 提出成果

- (1) 報告書 A4判縦 3部
- (2) 報告書原稿 1式
- (3) 電子データ 1式 (CD-ROM 作成したアプリケーションの元データと PDF データ)
 - ※なお、成果物の規格、仕様等については、発注者の指示者と協議するものとする。
 - ※成果物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく基本方針（令和 4 年 2 月版）の判断基準を満たしていること。

7 再委託について

- (1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。
 - ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
 - ② 解析業務等における手法の決定、及び技術的判断
- (2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、業務請負契約書（以下、「契約書」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づく書面による発注者の承諾は不要とする。
- (3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外について再委託を行なう場合は、契約書第 4 条第 2 項の規定に基づき書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 上記(2)(3)の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさねばならない。
 - ・受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

8 留意事項

- (1) 業務の履行上、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構担当者と協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 法令及び条例等の関係諸法規を順守すること。
- (2) 成果物等に誤りが発見された場合は、本業務の成果物の引渡し後においても、受託者の責任において補正すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報等の保護に関する特約条項第 1 条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- ① 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- ② 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- ③ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- ④ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

以 上